

平成26年度予算特別委員会速記録 (第4号)

平成26年3月5日(水) 午後1時開会

場 所 第3・4委員会室

○委員長(赤坂大輔君) 次に、錦織委員。

○委員(錦織淳二君) 環境清掃費では、大規模災害時におけるごみ・瓦れき処理について質問させていただきます。

ごみ処理に関係する区の予算は43億9,849万5,000円計上してあります。東日本大震災で発生した災害瓦れき・ごみは2,300万トンで、これは阪神・淡路大震災の2,000万トンを超えて過去最大級とも言える膨大な量です。

2月28日、環境省は首都直下地震ではごみ・瓦れきが最大1億1,000万トン発生し、域内処理で最長25年11カ月、全国で広域処理しても最長で6年半ほどかかり、南海トラフ巨大地震では最大3億4,900万トン発生し、域内処理で最長142年1カ月、全国広域処理で最長19年4カ月かかる見込みである旨を発表しましたが、どちらにしても東日本大震災の比ではありません。ちなみに首都直下地震で予測されるごみ・瓦れき1億1,000万トンは、東京ドーム44.3個分に相当し、仮に瓦れきを深さ1メートルの穴に埋めて処分する場合、55平方キロメートルが必要で、これは港区、千代田区、品川区の3区を合わせた面積54.7平方キロメートルに匹敵する広さが必要です。

では、もし首都直下地震が起きた場合、港区内において最大どれくらいのごみ・瓦れきの量が発生するものと想定されていますでしょうか。

○みなとリサイクル清掃事務所長(長谷川浩義君) 震災等の災害時には、家具、電化製品、ガラス等の破損などにより多くのごみの発生が想定されますが、建物に被害がなくても破損してごみとなるものも非常に多いと考えられ、このようなものも含めた区内のごみ発生量を予測することは困難と考えております。また、瓦れきにつきましては、東京都防災会議が平成24年4月に公表した首都直下地震等による東京の被害想定によりますと、東京湾北部を震源としたマグニチュード7.3の地震が発生した場合の区内の瓦れき発生量は、112万トンと予測されております。

区は、巨大地震が発生した場合は、地域防災計画及び災害対応マニュアル等に基づき速やかに区内全域において被害概況調査を実施し、瓦れき量を把握した上で、瓦れき処理計画を作成することとしております。

○委員(錦織淳二君) 何事でも同じですが、最悪の状態を想定した対策をとっておくことが

危機管理になります。未曾有の大災害ともなれば、都でも緊急対策がとれなくなるかもしれません。区としても独自の対策を考えておく必要があるのではないのでしょうか。

環境省は、巨大地震などの災害時に大量発生するごみ・瓦れきを処理するため、仮置き場や集積場の候補地リストをつくっている市町村は32%にとどまるという調査結果を1月17日に公表していますが、港区はこれらの候補地リストをつくられていますでしょうか。

○みなとリサイクル清掃事務所長（長谷川浩義君） 災害時のごみ・瓦れき処理は、地域防災計画及び災害対策マニュアル等に基づき実施いたします。瓦れきにつきましては、処理体制が整うまでの当分の間、港南緑水公園を第一仮置き場とし、緊急道路の障害物を除去した際の瓦れきを優先して受け入れた後に、倒壊建物を解体、撤去した際の瓦れきの受け入れを行います。

さらに輸送効率を高めるための積みかえ基地として、各広域避難場所等のオープンスペースを第二仮置き場にするとともに、選別、破碎、焼却などの中間処理等が行われるまでの間の貯留施設として、東京都と協議の上で第三仮置き場を決定し、瓦れき処理を進めていくこととしております。また、ごみ収集につきましては、通常のごみ集積所に加えまして、避難所を中心としてごみの収集・運搬が可能な場所に臨時の共同ごみ置き場を設置いたします。さらに必要に応じて、幹線道路に面した公有地等にごみ処理中継地点を設け、円滑にごみを収集・運搬する計画としております。

○委員（錦織淳二君） 都道府県で災害時に市町村のごみ・瓦れき処理を請け負うなどの協定を結んでいる割合は31%、市町村間で協定を結んでいる割合は19%で、協定がある自治体のうちでも訓練を定期的に行っている割合は、それぞれ29%と11%しかなかったようですが、港区はほかの自治体とこれらの協定を結ばれ、定期的な訓練はされているのでしょうか。

○みなとリサイクル清掃事務所長（長谷川浩義君） 23区では、特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定を締結し、大規模震災が発生した際は、区相互の協力により、ごみや瓦れきの処理を含めた応急対策及び復旧対策を円滑に進めていくこととしております。また、瓦れきの選別、破碎、焼却などについては、23区と東京二十三区清掃一部事務組合が連携して行うこととしております。なお、ごみ収集に関しては、23区及び東京二十三区清掃協議会が、災害時の協定を締結している民間事業者との間で、各区の清掃車の必要台数と民間事業者の提供可能台数を調整し、具体的な配車台数を決定・通知する配車訓練を年1回実施するとともに、瓦れき処理に関しましては、区の関係部署が連携して、瓦れき発生箇所と発生量の把握から、具体的な対処方法の決定までをシミュレーションする図上訓練を平成25年度から実施しております。

○委員（錦織淳二君） 区は、昨年4月23日に福島県いわき市と、ことし2月6日に岐阜県郡上市と災害時の相互協定を締結していますが、協力内容にごみ・瓦れき処理の請負が明記されておられません。東日本大震災で経験しているように、ごみ・瓦れき処理は復興にかかわる非常に重

要な問題になります。災害発生時における初期対策だけではなく、復興にかかわる協力体制もしっかり結んで明記しておいたほうがより万全ではなかったかと考えます。

ところで、環境省は、首都直下地震におけるごみ・瓦れき量は、東日本大震災時の4.7倍以上になると想定しています。東京都任せや被災後に考えるのではなく、一刻も早く区の想定量に見合った仮置き場や集積場の候補地リストをつくり、他府県と処理の請負協定を結んでおかない限り、いつ起きてもおかしくない首都直下地震が発生した場合、対処し切れなくなってしまいます。

恐らく、環境省も大災害時の対策として、各区市町村の自立を促すために調査しているのではないのでしょうか。区の現状を見ると、大災害に対する危機管理が十分とは言えないと考えますが、もし今大災害が発生したら、どのような対策をとられるおつもりなのでしょう。

○みなとリサイクル清掃事務所長（長谷川浩義君） 災害時のごみ・瓦れき処理については、基礎的自治体である区が一義的に担うものであり、地域防災計画及び災害対応マニュアル等に基づき、収集から処分までの工程を円滑に実施していくとともに、東京二十三区清掃一部事務組合と緊密に連携して対応してまいります。なお、瓦れきについては、発生量が23区及び東京二十三区清掃一部事務組合の処理能力を超えた場合は、地域防災計画に基づき東京都に支援を要請する計画としております。東京都はこの要請を受け、東日本大震災を踏まえて改定した「東京都震災がれき処理マニュアル」に沿って、都内での処理の調整や首都圏を構成する都県及び政令市で交わっている九都県市災害時相互応援に関する協定等に基づく広域処理の調整等の支援を行うこととなっております。

○委員（錦織淳二君） 確かに現状としては東京都に支援を要請するしか手はないかもしれませんが、東日本大震災では既存のごみ処理施設に加えて仮設焼却炉も設けて処理し、一部を18都府県に運び、仮設置場を確保できたかどうかで処理作業の進展に大きな差が出てきています。

巨大地震ではありません。先々月のNHKの番組で、火山噴火予知連絡会会長の藤井敏嗣東京大学名誉教授が、富士山噴火はいつ起きてもおかしくない状態という旨の解説をされておりました。

平成24年度決算特別委員会の総務費で、私が火山噴火における降灰対策について質問したところ、火山灰をどのように集めて、どこに集積してよいのかもわからない状態で、火山灰を集める克灰袋も見たこともなければ、桜島噴火による降灰対策の視察にも行かれたこともないということでした。これではいつ起きてもおかしくない巨大地震、富士山噴火等の自然災害に対して具体的な災害対策がなされていないということになります。国や東京都任せで待っていては、東日本大震災と同じようになってしまい、区民の安全と安心が守れません。区内の降灰予想量にしても、東京都が出している予測数値を計算すれば、区のおおよその降灰量は計算でき、克灰袋の準備もできるのではないのでしょうか。前にも言いましたが、最悪の状態を想定した対策をとっておくこ

とが危機管理になります。

では、もっと具体的な質問をさせていただきます。

区では、非常災害時用の袋状の簡易トイレを高層住宅向けに助成され、防災用品としても推奨されていますが、巨大地震等の大災害時において、長期にわたり毎日発生するし尿量をどれぐらい想定し、どのように回収して、どこでどのような処理をされるお考えでしょうか。

○みなとリサイクル清掃事務所長（長谷川浩義君） 仮設トイレなど、くみ取りによる収集が必要となるし尿の量の想定はしておりません。区は災害時のし尿処理に関して、収集・運搬及びトイレ用水の運搬について民間事業者と協定を、また受け入れと処理につきましては、東京都下水道局と覚書を締結しております。し尿の受け入れ先は、東京都下水道局芝浦水再生センターや区内3カ所にあるし尿受け入れ人孔となります。区と協定を締結している民間事業者とは、緊急連絡手段や災害時の具体的な対応を確認するための研修会を平成25年度に実施し、東京都下水道局とは、毎年区からのし尿受け入れ要請や、し尿受け入れ人孔へのし尿投入までのシミュレーション訓練を実施しております。

なお、区では現在、くみ取りの必要がないマンホールトイレを区内全体で326基確保しており、今後も整備を進めてまいります。また、防災用品の使い捨ての簡易トイレにつきましては、排せつ物をマンホールトイレや仮設トイレに流した後に、紙おむつと同様にビニール袋等で密閉した上で可燃ごみとして出していただくこととなります。

○委員（錦織淳二君） 排せつ物をマンホールトイレや仮設トイレに流すといっても、区内にはタワーマンションが多く、お年寄りや体の不自由な方の問題もあります。またマンホールトイレや仮設トイレの数も十分とは思えませんので、ぜひ区の特徴を考えた対策をお願いいたします。

ごみ・瓦れき、汚物の問題だけではありません。同じく環境省の1月17日の発表で、肝心な使用しているごみ処理施設で被災後の再稼動に必要となる自家発電設備を持っているのは9%しかなかったということですが、港区はどのようになっていますでしょうか。

○みなとリサイクル清掃事務所長（長谷川浩義君） 区内で発生する可燃ごみは、港清掃工場で焼却処理しております。東京二十三区清掃一部事務組合に確認しましたところ、港清掃工場では自家発電設備を有しておりますが、これは災害発生時に安全に焼却炉を停止させるために必要な電力を確保するためのもので、停止した焼却炉を再稼動させるためには多くの電力を必要とすることから、外部からの電力供給が必要となると聞いております。

○委員（錦織淳二君） 大震災の場合、外部からの電力の供給を期待することは不可能なことです。これでは自家発電設備があっても役立ちません。停電が長期化することも考えられますので、一刻も早く対応策をご検討ください。

日本は今まで何度も自然災害に見舞われ、そのたびに災害瓦れきの処理をしてきました。災害

規模は未曾有のものだったとしても、瓦れき問題は想定外ではなかったはずです。2,000万トンの瓦れきが生じた阪神・淡路大震災の後、当時の厚生省は1998年に「周辺市町村との相互協力体制、廃棄物処理に必要な資機材の備蓄、仮置き場の配置計画などにより、あらかじめ震災時における廃棄物処理の応急態勢を確保する必要がある」という震災廃棄物対策指針をまとめています。2005年にも、新潟などの集中豪雨の対策として、環境省が水害廃棄物対策指針をまとめ、「広域的な協力体制の整備が必要である」としています。また、2013年3月に環境省がまとめた、災害廃棄物処理にかかわる広域体制整備の手引きにおいても、「大規模災害に対しては、国家的な対応が必要であり、国と都道府県・市町村との連携を強化するとともに、広域的な連携体制を確立する必要がある」としていますが、前に述べましたように、各自治体でほとんど対策がとられていないことが現状です。

死者6,434名、行方不明者3名を出した阪神・淡路大震災、死者1万5,860名以上、行方不明者2,939名を出している東日本大震災の教訓を生かし、犠牲者に報いるためにも、大災害時における廃棄物処理の応急態勢を確保しなければ、区民の安全・安心を守ることはできません。

先日の一般質問でも申し上げましたが、6年後の2020年には東京五輪が開催されます。東京大会開催中の来場者は述べ1,000万人で、1日当たりの会場来場者数は最大92万人と予測されています。港区はその中心地として国内及び世界じゅうから見えるお客様を安全にお迎えする準備をしておかなければなりません。「もし東京大会開催中に大災害が起きたとしたら」という万が一起きる危険期間に既に入っている現状を踏まえ、災害国家日本となっている首都東京の中心区として、一刻も早く万全の対策を立てなければならぬ使命があると考えますが、いかがお考えでしょうか。

○みなとリサイクル清掃事務所長（長谷川浩義君） 災害時のごみ・し尿の処理は、生活環境の保全の観点から、また瓦れき処理は早期の復旧復興の観点から、非常に重要な災害対策と考えます。区では迅速、かつ適切に災害対策を実施するため、地域防災計画及びこれに基づく災害対応マニュアル等を整備しております。今後は災害対応マニュアルの具体性をさらに高めていくとともに、23区、東京二十三区清掃一部事務組合をはじめとした関係機関との連携強化に努めまして、いつ起こるかもしれない大災害に対する備えをより万全なものとしてまいります。

○委員（錦織淳二君） ぜひよろしく願いいたします。

以上、終わります。

○委員長（赤坂大輔君） 錦織委員の発言は終わりました。